

国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書(令和2年度)

作成日 2021/2/19

最終更新日 2021/2/19

記載事項	更新の有無	記載欄
情報基準日		2月19日
国立大学法人名		鹿児島大学
法人の長の氏名		佐野 輝
問い合わせ先		総務部企画評価課企画評価係 (TEL: 099-285-7047、MAIL: kikakus@kuas.kagoshima-u.ac.jp)
URL		https://www.kagoshima-u.ac.jp/

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】		
記載事項	更新の有無	記載欄
経営協議会による確認		(ご意見) 国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等については報告書に記載の内容で適切である。
監事による確認		(ご意見) 内部統制、コンプライアンス及び内部通報等の体制について、実効性を高めるための改善を検討すべきである。また、通報窓口の外部設置について、ただ設置するだけではなく、構成員にその存在を周知するとともに、いかに内部通報・外部通報の仕組みについて正しく理解させるかが重要である。 (対応状況) 内部統制規則の制定により、今後は本規則に沿ってモニタリング及びその結果報告・改善の仕組みを運用していくこととしている。具体的には、役員会をもって充てる内部統制委員会を置き、同委員会において内部統制システムを整備し、継続的に見直すこととしている。また、同委員会は、各理事をもって充てる内部統制担当役員から、所管する業務に関する内部統制システムの運用状況について定期的に(毎月)報告を受け、必要な改善策を審議することとしている。 内部通報・外部通報の仕組みについては、今回、通報窓口を、従来の学内の部署に加えて、新たに学外法律事務所にも設けることとし、本学ホームページにおいて、教職員への周知徹底を図りつつ、その適切な運用体制を構築していくこととしている。 その他、コンプライアンス遵守等についての理解を深めることを念頭に、全教職員に、倫理・ハラスメントに関する研修会の受講を義務付けることとした。
		(ご意見) 関係規則や体制を整備しており「実施(適合)している」と判断した各原則についても、関係規則等に沿って適切な運用がなされているか確認することや、より適切なガバナンス体制構築のための点検・改善が続けることが重要であるため、次回の報告書公表時にも、その点を踏まえつつ適合状況の再確認を行うことが必要である。 (対応状況) 次回の報告書公表の際も、その関係規則等の適切な運用状況及びガバナンス体制の見直しを踏まえた状況を整理して公表することとしている。

【国立大学法人ガバナンス・コードの実施状況】		
記載事項	更新の有無	記載欄
ガバナンス・コードの各原則の実施状況		当法人は、各原則を（下記に説明する原則を除き）すべて実施しています。
ガバナンス・コードの各原則を実施しない理由又は今後の実施予定等		【補充原則1-3③、補充原則1-3⑥ 総合的な人事方針の策定・公表】 教員人事管理基本方針を策定するとともに、鹿児島大学男女共同参画基本理念等も踏まえ、教職員の適切な年齢構成の実現やダイバーシティの確保に努めている。 今後は、今年度内を目途に、それらを包含する総合的な人事方針を策定し、公表する予定である。
		【補充原則1-4② 法人経営を担う人材の計画的な育成方針】 法人経営を担う人材育成のため、部局等の准教授又は教授クラスを学長補佐として登用するとともに、部局長又は部局長経験者を副学長に登用するなど各階層の適任者に法人経営の一端を担わせている。また、国立大学協会が実施する各種研修等に関しても、関連する副学長等に積極的に参加させるなど可能な限り次代の経営人材の育成を行っている。 今後は、今年度内を目途に経営を担い得る人材の育成方針を整理し、当該方針を策定・公表する予定である。
		【原則2-3-2 多様な人材の登用・確保】 ダイバーシティの確保も念頭に、外部の経験を有する人材を登用してその知見を法人経営に活用するため、2名の理事を外部から登用しており、その状況は本学HP上に公表している。（常勤理事1名、非常勤理事1名） 今後の外部理事の選任にあたっては、経営協議会及び教育研究評議会での意見聴取の際に、登用の目的及び理由を明確化するとともに、HP上で公表する予定である。（令和3年3月以降）
		【補充原則4-2① 通報窓口の外部設置】 国立大学法人鹿児島大学コンプライアンス推進に関する規則において、学長及び職員等の責務を明確化するとともに、通報の取扱いを明確にしている。また、公益通報取扱規則により公益通報相談窓口（監査室）を定めるとともに、通報者の保護について定めている他、令和3年1月には新たに通報窓口を外部にも設置した。今後は構成員に周知徹底を図りつつ、その適切な運用体制を構築していくこととしており、本原則実施（適合）に向けたサイクルの途上である。
		【原則4-2、補充原則4-2② 内部統制の仕組み、運用体制及び見直しの状況】 内部統制システムを明確にし、その体制に基づくモニタリングを行い法人経営の見直しに活かすため、令和2年11月に国立大学法人鹿児島大学業務方法書に基づく「国立大学法人鹿児島大学内部統制規則」を制定し、内部統制システムの体制を公表した。 今後は本規則に基づくモニタリングの実施及び報告・改善の仕組みを運用し、その実効性を高めていくこととしており、本原則実施（適合）に向けたサイクルの途上である。

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
原則 1 - 1 ビジョン、目標及び戦略を実現するための道筋		鹿児島大学憲章を大きな柱とし、その中長期的なビジョンとして鹿児島大学長期改革プラン「2030年の鹿大」を策定している。策定にあたっては、県内の教育機関、産業界からの学外委員も加えて検討を重ね、平成30年6月に公表した。また、これらのミッション、ビジョンを実現していくための目標及び具体的な戦略として、中期目標・中期計画（第3期：平成28年度～令和3年度）及びその道筋として各年度の年度計画を策定・公表している。 【ミッション：大学憲章】 https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/kensyo.html 【ビジョン：2030年の鹿大】 https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/kadai2030.pdf 【ビジョン：第4期中期目標期間に向けた学長ビジョン】 https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/post-72.html 【目標・戦略：中期目標、中期計画】 https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/chukikeikaku.html 【実現への道筋：年度計画】 https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/nendokeikaku.html
補充原則 1 - 2 ④ 目標・戦略の進捗状況と検証結果及びそれを基に改善に反映させた結果等		法人の目標・戦略としている中期目標・中期計画について、事業年度毎の自己評価書、実績報告書及びその評価結果を大学HPにて公表している。また、その進捗状況や評価結果に応じて、中期計画の変更や年度計画策定に反映させ、大学HPにて公表している。 【各事業年度に係る業務の実績に関する報告書・評価結果】 https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/32833.html 【大学評価（法人・認証・自己・外部）】 https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/hyouka.html 【中期計画】 https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/chukikeikaku.html 【年度計画】 https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/nendokeikaku.html
補充原則 1 - 3 ⑥（１） 経営及び教学運営双方に係る各組織等の権限と責任の体制		国立大学法人法及び学校教育法等に則り、法人運営に関しては「国立大学法人鹿児島大学組織規則」により、教学運営に関しては「鹿児島大学学則」により、組織の権限と責任を明確化し、自主的・自律的・戦略的な法人経営を可能とする体制を構築しており、以下の規則を公表している。 ○国立大学法人鹿児島大学組織規則 https://www1.g-reiki.net/kagoshima-u/reiki_honbun/x890RG00000001.html ○鹿児島大学学則 https://www1.g-reiki.net/kagoshima-u/reiki_honbun/x890RG000000095.html

補充原則 1－3⑥（2） 教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針		教員人事管理基本方針を策定するとともに、鹿児島大学男女共同参画基本理念等も踏まえ、教職員の適切な年齢構成の実現やダイバーシティの確保に努めている。 今後は、今年度内を目途に、それらを包含する総合的な人事方針を策定し、公表する予定である。
補充原則 1－3⑥（3） 自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な支出額を勘案し、その支出を賄える収入の見通しを含めた中期的な財務計画		中期的な財務計画については、中期計画期間である6年間の予算、収支計画、資金計画を策定している。また、各事業年度の開始前に中期計画に基づく年度計画を定め、文部科学大臣に届け出るとともに、公表している。 【中期目標・中期計画】 https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/chukikeikaku.html 【年度計画】 https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/nendokeikaku.html 【財務諸表】 https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/zaimu.html
補充原則 1－3⑥（4）及び補充原則 4－1③ 教育研究の費用及び成果等（法人の活動状況や資金の使用状況等）		教育研究の費用及び成果等については、業務の実施に関して負託された財務情報に基づく財政状態や運営状況に関する説明責任を果たすため、財務諸表を作成し公表している。 【財務諸表】 https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/zaimu.html
補充原則 1－4② 法人経営を担いうる人材を計画的に育成するための方針		法人経営を担う人材育成のため、部局等の准教授又は教授クラスを学長補佐として登用するとともに、部局長又は部局長経験者を副学長に登用するなど各階層の適任者に法人経営の一端を担わせている。 また、国立大学協会が実施する各種研修等に関しても、関連する副学長等に積極的に参加させるなど可能な限り次代の経営人材の育成を行っている。 今後は、今年度内を目途に経営を担い得る人材の育成方針を整理し、当該方針を策定・公表する予定である。 【役員名簿】 https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/post-69.html 【その他の役職員】 https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/ku-yakushokuin.html

原則 2 - 1 - 3 理事や副学長等の法人の長を補佐するための人材の責任・権限等		学長の意思決定や業務執行をサポートする体制として、「国立大学法人鹿児島大学組織規則」により、理事の役割と権限を明確にするとともに、任命要件も明確にし、選任している。 また、副学長及び学長補佐についても、「鹿児島大学副学長に関する規則」及び「鹿児島大学学長補佐に関する規則」に基づき、それぞれの役割や責任、権限等を明確にし、学長が責任を持って選任している。 なお、学部長、研究科長選考に際しては、学長ビジョンを踏まえた所信表明を提出させ、学長とのヒアリングを行った後に選任している。 ○国立大学法人鹿児島大学組織規則 https://www1.g-reiki.net/kagoshima-u/reiki_honbun/x890RG00000001.html ○鹿児島大学副学長に関する規則 https://www1.g-reiki.net/kagoshima-u/reiki_honbun/x890RG00000103.html ○鹿児島大学学長補佐に関する規則 https://www1.g-reiki.net/kagoshima-u/reiki_honbun/x890RG00000104.html 【役員名簿】 https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/post-69.html 【その他の役職員】 https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/ku-yakushokuin.html
原則 2 - 2 - 1 役員会の議事録		国立大学法人鹿児島大学役員会規則に基づき、適正に審議を行い、意思決定を行っている。また、会議終了後は、大学HPにおいて、速やかに議事要旨を公表している。 ○国立大学法人鹿児島大学役員会規則 https://www1.g-reiki.net/kagoshima-u/reiki_honbun/x890RG00000002.html 【役員会議事要旨】 https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/yakuinkai.html
原則 2 - 3 - 2 外部の経験を有する人材を求める観点及び登用の状況		現在、ダイバーシティの確保も念頭に、外部の経験を有する人材を登用してその知見を法人経営に活用するため、2名の理事を外部から登用している。（常勤理事1名、非常勤理事1名） 今後の外部理事の選任にあたっては、経営協議会及び教育研究評議会での意見聴取の際に、登用の目的及び理由を明確化するとともに、HP上で公表する予定である。 【役員名簿】 https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/post-69.html

補充原則 3-1-1 ① 経営協議会の外部委員に係る選考方針及び外部委員が役割を果たすための運営方法の工夫		多様な関係者の意見を経営に生かしていくため、「国立大学法人鹿児島大学経営協議会の学外委員の選考方針」に基づき、自治体、産業界、教育分野、医療分野等、幅広い分野から適任者を選考して参画いただいている。議題については、国立大学法人鹿児島大学経営協議会規則に基づき設定するとともに、円滑な議事運営を図るため、会議開催 1 週間前までに資料の事前送付を行うこととしている。また、毎回テーマを設定した協議事項を設けることで、本法人に期待する事項を的確に把握し、法人経営に生かすこととしている。 【経営協議会委員名簿】 【経営協議会議事要旨】 https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/keieikyougikai.html 【国立大学法人鹿児島大学経営協議会の学外委員の選考方針】 https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/keikyo_gaiiin_senkouhousin.pdf ○国立大学法人鹿児島大学経営協議会規則 https://www1.g-reiki.net/kagoshima-u/reiki_honbun/x890RG00000003.html
補充原則 3-3-1 ① 法人の長の選考基準、選考結果、選考過程及び選考理由		学長の選考にあたっては、学長選考会議において、学長選考基準を策定し、国立大学法人法等の法規に則り、学長選考会議の権限と責任において慎重かつ必要な議論を尽くし適正に選考を行っている。 また、学長選考基準、選考結果、選考過程及び選考理由については、本学 HP において公表している。 なお、意向投票については、学長選考の参考のひとつとして実施することとしており、意向投票の結果が学長選考会議を縛るものではないことを明確にしているが、今後、学長選考会議において、改めて意向投票について議論を行う予定である。 【学長選考会議/学長の選考について】 https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/senkoukaigi.html ○国立大学法人鹿児島大学学長選考規則 https://www1.g-reiki.net/kagoshima-u/reiki_honbun/x890RG00000487.html?id=j7
補充原則 3-3-1 ② 法人の長の再任の可否及び再任を可能とする場合の上限設定の有無		平成 29 年 11 月 17 日開催の第 65 回学長選考会議において、学長の任期についての審議を行い、従前の 1 期 3 年（再任可、但し 1 回まで）を、1 期 4 年（再任可、但し上限 6 年）とする見直しを行い、改正した学長選考規則を公表している。 【第 65 回学長選考会議議事要旨】 https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/senkoukaigi(65).pdf ○国立大学法人鹿児島大学学長選考規則 https://www1.g-reiki.net/kagoshima-u/reiki_honbun/x890RG00000487.html?id=j7

原則 3-3-2 法人の長の解任を申し出るための手続き		国立大学法人鹿児島大学学長解任規則において、学長の解任に関し必要な事項を定め、公表している。 ○国立大学法人鹿児島大学学長解任規則 https://www1.g-reiki.net/kagoshima-u/reiki_honbun/x890RG00000488.html
補充原則 3-3-3② 法人の長の業務執行状況に係る任期途中の評価結果		国立大学法人鹿児島大学学長選考規則に基づき、4年の任期途中において、業績の評価（再任審査）を行うこととしており、学長選考会議による書面審査及び当該学長からのプレゼンテーションを踏まえ、学長選考会議からの助言等を行うこととしている。なお、結果については大学HPにて公表を予定している。 ○国立大学法人鹿児島大学学長選考規則 https://www1.g-reiki.net/kagoshima-u/reiki_honbun/x890RG00000487.html?id=j7
原則 3-3-4 大学総括理事を置く場合、その検討結果に至った理由		本学（本法人）においては、一法人一大学であることから、現時点において、理事長と学長を分離する必要性は高くないと考えられるが、今後も社会情勢等を踏まえつつ、学長選考会議において、必要性等も含め検討することとしている。
基本原則 4 及び原則 4-2 内部統制の仕組み、運用体制及び見直しの状況		内部統制システムを明確にし、その体制に基づくモニタリングを行い法人経営の見直しに活かすため、令和2年11月に国立大学法人鹿児島大学業務方法書に基づく「国立大学法人鹿児島大学内部統制規則」を制定し、内部統制システムの体制を公表している。 ○国立大学法人鹿児島大学内部統制規則 https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/201126_naibutosei.pdf

原則 4 - 1 法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報をわかりやすく公表する工夫		法令に基づき、教育、組織、財務等に関する適切な情報を、本学HPにおいて広く公表している。 【教育情報の公表】 https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/activity.html 【組織に関する情報】 https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/houjin-soshiki-jouhou.html 【財務に関する情報】 https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/zaimu.html 本学教職員や学生の教育・研究・社会貢献に係る活動、その他不祥事案等についても、その内容に応じてプレスリリースを行いつつ、各種報道機関や本学HPを活用して積極的に公表、広報活動を行っている。 また、本学HPにおいては、在学生、保護者、卒業生、企業・自治体、入学希望者等、その対象に応じた情報を掲載する仕組みも構築している。 【ニュース一覧】 https://www.kagoshima-u.ac.jp/information.html
補充原則 4 - 1 ① 対象に応じた適切な内容・方法による公表の実施状況		本学教職員や学生の教育・研究・社会貢献に係る活動、その他不祥事案等についても、その内容に応じてプレスリリースを行いつつ、各種報道機関や本学HPを活用して積極的に公表、広報活動を行っている。 また、本学HPにおいては、在学生、保護者、卒業生、企業・自治体、入学希望者等、その対象に応じた情報を掲載する仕組みも構築している。 【ニュース一覧】 https://www.kagoshima-u.ac.jp/information.html
補充原則 4 - 1 ② 学生が享受できた教育成果を示す情報		学生が大学で身に付けることができる能力とその根拠について、教育目標、学位授与方針等のポリシー、カリキュラムマップ等により整理し、大学HPにおいて公表している。 【教育目標・ポリシー・カリキュラムマップ（CM）・ナンバリング】 https://www.kagoshima-u.ac.jp/education/eoplcmnm.html 学生の満足度については、本学で実施した学生アンケートの回答結果に基づく本学の教育成果や学生の学習成果等に関する情報を、本学高等教育研究開発センターHPにおいて公表している。 【高等教育研究開発センターHP（2019年度大学IRコンソーシアムアンケート集計結果）】 https://www.kagoshima-u.ac.jp/higheducenter/2020/09/2019ir.html 学生の進路状況については、大学概要や受験生向け大学紹介パンフレット、本学HP及び各学部HPで公表しているほか、外部の進学冊子等でも広く広報している。 【キャリア形成支援（就職・進路データ）】 https://www.kagoshima-u.ac.jp/job/sinrodata.html

法人のガバナンスにかかる 法令等に基づく公表事項		■独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条に規定する情報 (組織、業務及び財務に関する基礎的な情報) https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/houjin-soshiki-jouhou.html https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/houjin-gyoumu-jouhou.html https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/zaimu.html (組織、業務及び財務についての評価及び監査に関する情報) https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/hyouka.html https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/zaimu.html ■医療法施行規則第7条の2の2及び同規則第7条の3に規定する情報 https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/byouintyou-senkou-p1.html ■医療法施行規則第15条の4第2号に規定する情報 https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/byouinkansa.html
-------------------------------------	--	---